

令和7年1月10日  
近検協第06-056号

報告会社 御中

一般社団法人  
近畿ブロック昇降機等検査協議会



## 令和6年12月分 受付状況ご通知（月報）

拝啓、貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は定期検査報告につきまして格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、12月度の受付台数は14,383台で前年同月比108.8%です。

つきましては、下記の項目についてご連絡致しますのでよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

### 1. 【重要】【国土交通省 通達】昇降機の定期検査の適正な実施について

既にご存知かと思いますが、国土交通省より令和6年12月17日付で「昇降機の定期検査の適正な実施について」の通達(国住参第3324号)が発出されております。

内容は、第12条第3項に規定する定期検査において、無資格者による法定定期検査の実施、検査を実施していない検査員氏名の定期検査報告書への記載(名義貸し)を行っていた旨の報告が国土交通省にあったとのことです。

本事案は、昇降機の安全性確保のために実施される定期検査制度に対する国民の信頼を揺るがす行為であることから、同社に対して、①所有者等への丁寧な説明 ②早急な再検査とその結果の特定行政庁への報告 ③本事案に係る徹底した調査 ④原因究明及び再発防止策の報告等を行うよう指示が出されています。

当然のことですが、無資格者の検査や名義貸しは違法行為です。また、法令により処罰の対象となります。

各報告会社におかれましては、遵法に則った法定定期検査を実施いただくとともに、関係部署等に本通達の情報共有並びに周知徹底を図っていただきたくお願いいたします。

※(国住参第3324号)

「昇降機の定期検査の適正な実施について」は以下【別紙】を参照願います。

以上

国住参第 3324 号  
令和 6 年 12 月 17 日

各都道府県建築主務部長 殿

国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）

昇降機の定期検査の適正な実施について

本月 11 日、アールテック工業株式会社より、同社が実施した小型エレベーターの法定定期検査（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 12 条第 3 項に規定する定期検査）において、無資格者による法定定期検査の実施、検査を実施していない検査員氏名の法定定期検査報告書への記載（名義貸し）を行っていた旨の報告がありました。

国土交通省は、同社に対して、所有者等への丁寧な説明、早急な再検査の実施とその結果の特定行政庁への報告、本事案に係る徹底した調査、原因究明及び再発防止策の報告等を行うよう、指示したところです。

本事案は、昇降機の安全性確保のために実施される定期検査制度に対する国民の信頼を揺るがす行為であり、あってはならないことと考えています。

つきましては、貴都道府県におかれましては、定期検査を適正に実施するとともに、仮に違法行為を把握した際には、速やかに国土交通省又は特定行政庁に報告を行うよう、地域法人等と連携して、定期検査の報告受理時等の機会を通じて、定期検査を行っているエレベーター保守事業者に対して、注意喚起していただきますようお願いいたします。

また、貴管内の特定行政庁に対して、この旨を周知いただきますようお願いいたします。

（参考）

[https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku\\_house\\_tk\\_000198.html](https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk_000198.html)

問合せ先 国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）付 動力・設備係 酒井 代表 03-5253-8111（内線 39-556） 直通 03-5253-8126 Mail: sakai-y2sp@mlit.go.jp
---